



## Press Release

## 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の使用前確認変更申請の実施について

2025 年 12 月 24 日  
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力規制委員会による柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の使用前確認<sup>\*1</sup>を受けるため、2024 年 9 月 6 日に使用前確認申請書を同委員会へ提出しました。また、燃料装荷までの工事工程の見通しが立った 2024 年 11 月 28 日に、使用前確認変更申請書を同委員会へ提出いたしました。

(2024 年 9 月 6 日、2024 年 11 月 28 日お知らせ済み)

その後、燃料装荷を 2025 年 6 月 21 日に実施し、燃料装荷後の健全性確認および使用前事業者検査を 2025 年 10 月 28 日までに一通り実施しております。

(2025 年 6 月 21 日、2025 年 10 月 28 日お知らせ済み)

今後、実際の蒸気を使用した状態でプラントの健全性を確認するために、原子炉起動（制御棒の引抜き）予定日を 2026 年 1 月 20 日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を 2026 年 2 月 26 日と記載した使用前確認変更申請書を、本日、同委員会へ提出いたしました。

また、6 号機の営業運転開始に伴い、6 号機において 7 号機の設備の一部（6 号機との共用設備）を使用する必要があるため、7 号機の使用前確認変更申請書を、本日、同委員会へあわせて提出いたしました。

今後、原子力規制委員会からの試験使用承認が得られた際には、原子炉起動後の使用前事業者検査<sup>\*2</sup>を含む設備の健全性確認を進めてまいります。

当社は、原子力規制委員会による検査に真摯に対応するとともに、引き続き安全を最優先に、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。

【添付資料】6 号機 原子炉起動後の主な検査工程について

※1 使用前確認：

- ・事業者が行う使用前事業者検査が適切に実施され、終了していることを原子力規制委員会が確認するもの

※2 使用前事業者検査：

- ・実際の設備が、設計及び工事の計画（基本設計方針含む）及び技術基準規則に対して適合していることを確認するために、当社が自ら検査要領書を定め実施する検査

以 上

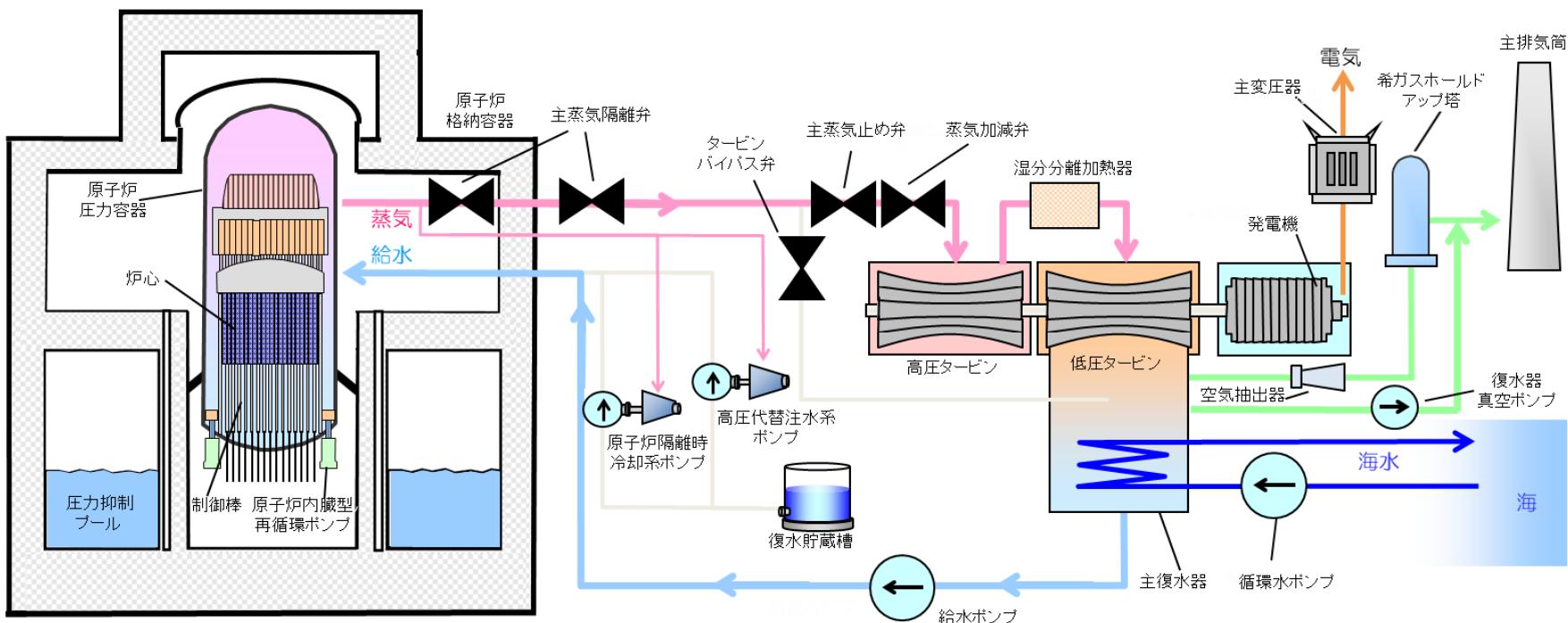
# 【添付資料】6号機 原子炉起動後の主な検査工程について①

## 【原子炉起動から営業運転開始までの主な工程】

▼2026年1月20日予定



## 【原子力発電所の概略系統図】

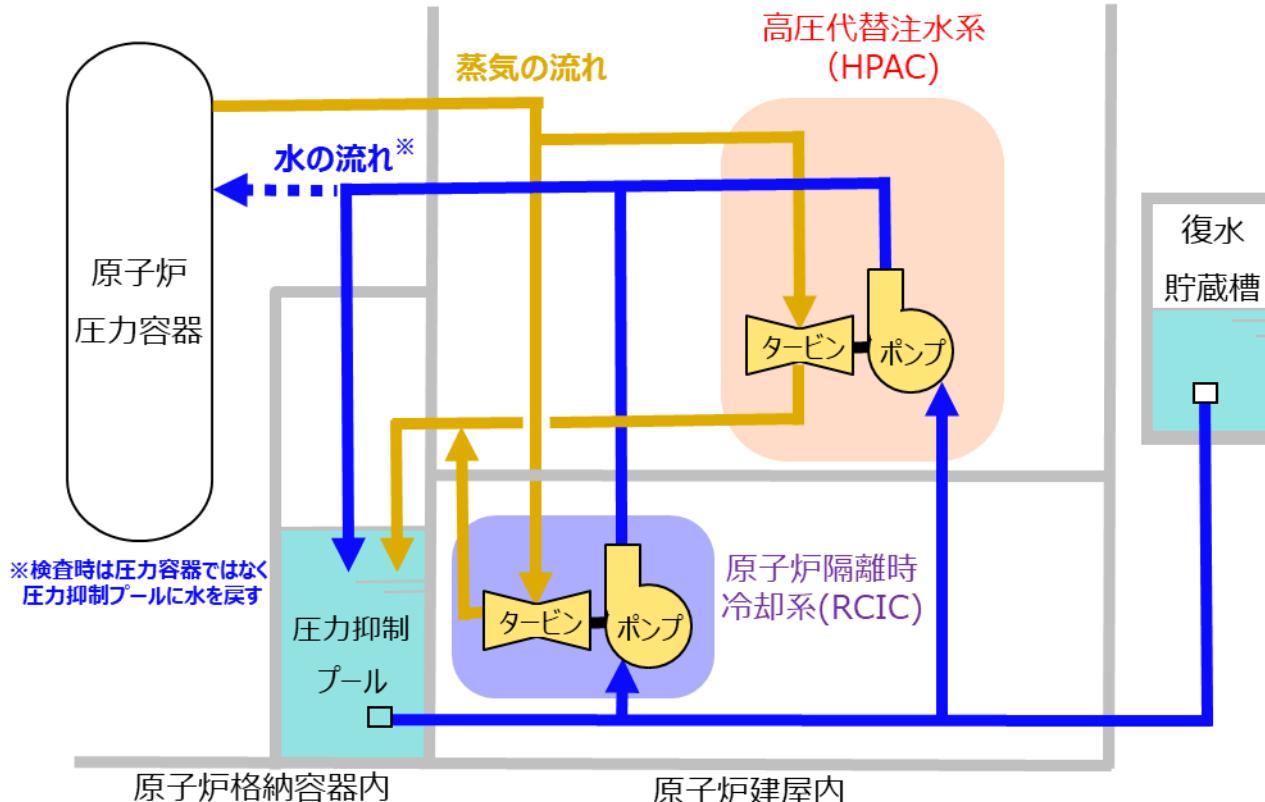


# 【添付資料】6号機 原子炉起動後の主な検査工程について②

## 【原子炉起動後の使用前事業者検査】

- 原子炉起動後、原子炉で発生した蒸気により駆動する設備の検査を2件実施  
①原子炉隔離時冷却系(RCIC) ②高圧代替注水系(HPAC)
- 原子炉が「定格出力」に到達後、原子炉の出力を上げた状態における、プラント全体の総合的な運転状態を確認する検査を実施 (③総合負荷性能検査)

HPAC・RCIC系統イメージ図



6号機原子炉隔離時冷却系(RCIC)



6号機高圧代替注水系(HPAC)





## Press Release

### 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における 長期施設管理計画の認可申請について

2025 年 12 月 24 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力 135.6 万キロワット）は 1996 年 11 月 7 日に営業運転を開始し、2026 年 11 月 7 日に営業運転から 30 年が経過します。

当社は、同号機について、「原子炉等規制法\*」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、本日、原子力規制委員会に認可申請を行いましたので、お知らせします。

#### 添付資料

- ・柏崎刈羽原子力発電所 6 号機長期施設管理計画認可申請の概要

#### \*原子炉等規制法

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（運転開始日）から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

（原子炉等規制法 第四十三条三の三十二 第 1 項）

以上

## 長期施設管理計画の概要

### 劣化評価の方法及びその結果

- 通常点検や劣化点検
- 特別点検
- 技術評価

### 劣化を管理するために必要な措置※

- 追加保全策
- 劣化管理プログラム

※物理的な劣化に対する措置（低サイクル疲労など）



### 技術の旧式化に対する管理

（設計の古さや製造中止品に対する情報収集、具体的な対応策などの非物理的な劣化への管理方法を定める）

### 劣化管理に係る品質マネジメントシステム

（劣化管理に関する計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを定める）

### 従来の高経年化技術評価※ とほぼ同等の内容

※安全上重要な機器等について、高経年化対策上、着目すべき経年劣化事象を抽出・評価し、現状の施設管理が有効かどうかを確認。必要に応じ、追加すべき保全策を抽出すること

### 長期施設管理計画の認可制度※ で新たに認可対象となった内容

※運転開始後、30年の時点から10年ごとに、その後の10年間、規制基準に適合した状態を維持できるか確認し、認可する制度